

## 「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(審査項目)

第 2 条 規則第 29 条に規定する審査項目の細目は、それぞれ、各号に掲げるとおりとする。

① 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であつて、金商法第 2 条第 2 項第 5 号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であつて、これらの権利に類するものを含む）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であつて、金商法第 2 条第 2 項第 3 号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む）

イ) 資金調達者としての適格性

- ・ 事業の適法性及び社会性
- ・ 事業者の経営理念
- ・ 経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識
- ・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組み及びその運用状況

ロ) 財政状態及び経営成績

- ・ 財政状態及び資金繰りの状況
- ・ 財政状態及び経営成績の変動理由の分析

ハ) 事業の計画及びその見通し

- ・ 事業計画の策定根拠の妥当性
- ・ 事業を巡る経営環境
- ・ 利益計画とその進捗状況

ニ) 事業のリスクに関する検討

- ・ 事業のリスクについての分析と評価

ホ) 調達資金の額、その用途

- ・ 調達する資金の調達額及びその用途の妥当性（事業計画との整合性）

ヘ) 事業者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況

- ・ 出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況

ト) 経理の状況（分別管理の状況を含む）

- ・ 経理処理の適正性
- ・ 帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況
- ・ 会計専門家（公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税

理士法人等)からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況

チ) 過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況

- ・ 資金調達の額及びその用途の状況
- ・ 事業計画との整合性

リ) 適切な情報提供を行う体制

- ・ 情報提供への適応力
- ・ 事業のリスクに関する情報提供の妥当性
- ・ 内部統制の整備及び運用の状況(外部監査が行われる場合に限る)

ヌ) その他必要と認める事項

② 信託の受益権(外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む)

イ) 資金調達の適格性

- ・ 資産運用会社及びその親会社等の事業の適法性及び社会性
- ・ 資産運用会社及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識
- ・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

ロ) 事業のリスクに関する検討

- ・ 事業のリスクについての分析と評価

ハ) 調達資金の額、その用途

- ・ 調達する資金の調達額及びその用途の妥当性(事業計画との整合性)

ニ) 事業者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況

- ・ 出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況

ホ) 経理の状況(分別管理の状況を含む)

- ・ 経理処理の適正性
- ・ 帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況
- ・ 会計専門家(公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税理士法人等)からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況

ヘ) 過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況

- ・ 資金調達の額及びその用途の状況
- ・ 事業計画との整合性

ト) 組入予定資産と投資方針との適合状況

- ・ 投資方針
- ・ 組入資産の内容
- ・ 取得価格及び取得の経緯

チ) 組入予定資産の収益の見通し

- ・ 財政状態及び経営成績

- ・ 利益計画の策定根拠の妥当性
  - ・ 成長性、安定性
- リ) 適切な情報提供を行う体制
- ・ 情報提供への適応力
  - ・ 物件情報、投資リスク等に関する情報提供の妥当性
- ヌ) その他必要と認める事項

(電子募集業内部管理統括責任者の資格要件の特例)

第 3 条 規則第 39 条に規定する細則で定める者は、次のいずれかとする。

- 1 内部管理部門の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（電子申込型電子募集取扱業務等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）
- 2 電子申込型電子募集取扱業務等に係る内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（電子申込型電子募集取扱業務等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）

(電子募集業内部管理統括責任者の研修の受講の特例)

第 4 条 規則第 43 条第 1 項に規定する細則で定める者は、次のいずれかとする。

- 1 本協会が実施する所定の研修の受講の免除を希望する事業年度に、「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」第 7 条第 1 項に規定する第二種業内部管理統括責任者研修を受講し、別に定める様式による届出書を本協会に提出した者とする。
- 2 本協会が実施する所定の研修の受講の免除を希望する事業年度に、日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」第 8 条第 1 項に規定する内部管理統括責任者研修又は同第 2 項に規定する内部管理統括補助責任者研修を受講し、別に定める様式による届出書を本協会に提出した者とする。

(報告及び公表)

- 第 5 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を行ったときは、所定の様式により四半期ごとに取りまとめ、本協会に報告しなければならない。規則第 18 条に規定する委託契約に基づき募集又は私募の取扱いを行った正会員についても同様とする。
- 2 本協会は、前項の規定により正会員及び電子募集会員から報告を受けた内容を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

付則（平成 27 年 5 月 26 日）

この細則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。